

「消費税 課税事業者 指導会」開催のお知らせ



インボイス制度の個別説明・登録申請手続のサポートをご希望の方は、

令和4年中にお願いいたします

年末調整および確定申告期間中（令和5年1月から3月まで）は、インボイス制度の個別説明・登録申請手続のサポートはおこないませんので、あらかじめご了承ください。

◇ 消費税は課税売上高が1000万円を超えた年の翌々年から申告義務が発生します。（注）

例えば令和2年分の課税売上高が1200万円だった場合、令和4年は課税事業者となります。仮に令和4年分の課税売上高が730万円であっても申告・納税の義務があります。

もし、ご自身が課税事業者であることを理解していないで、令和4年分の消費税の申告をせずに、税務署の指摘により期限後に申告した場合は、本税の他に無申告加算税、延滞税などが加算される場合があります、負担が増えてしまいます。

（注） 基準期間における課税売上高が1000万円以下であっても、特定期間（その年の前年の1月1日から6月30日までの期間）における課税売上高及び給与等支払額の合計額がいずれも1000万円を超える場合、当該課税期間は課税事業者となります。

令和2年	令和3年	令和4年
課税売上高 1200万円		課税売上高 730万円
↓		
令和4年は課税事業者となる		申告・納税義務あり (課税事業者)

◇ 免税事業者の適格請求書発行事業者の登録申請手続等

【例】 個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請手続の期限 (原則として令和5年3月31日)	登録日 (令和5年10月1日)	登録日以降は課税事業者となるため 消費税の申告が必要
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

※ この場合「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

◇ 帳簿及び請求書等の記載と保存

現在、課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存（区分記載請求書等保存方式）が必要ですが、令和5年10月1日からは適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されることになっております。

適格請求書を発行するためには、適格請求書発行事業者の登録申請手続が必要です。登録は消費税課税事業者が受けることができます。登録を受けるかどうかは事業者の任意です。

～ 開催日時 ～

日 時	会 場	所在地
令和4年 11月22日(火) 11月24日(木) 11月25日(金)	9:00時～15:00時 12:00時～13:00時は 休憩とさせていただきます。	大和青色申告会 事務局
		大和市桜森2-3-9 クリオ相模大塚壺番館1F

※ 上記のうち都合の良い日時にご出席ください

- ◆ 申込方法 右記の二次元コード または お電話にて 事前予約 をお願いいたします。
- ◆ 参加費 無料
- ◆ 持ち物 令和2年 および 令和3年分の 青色申告決算書（または 収支内訳書）、
計算用具、筆記用具、諸帳簿、印鑑



予約ページ
二次元コード

お問い合わせ先



一般社団法人 大和青色申告会

〒242-0028 大和市桜森2-3-9 クリオ相模大塚壺番館1F

TEL 046(262)5111 FAX 046(262)5113

ホームページ <https://www.shokonet.or.jp/aoiro/yamato/>



ホームページ
二次元コード